

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

羽生領島中領用排水路.....

# 土地改良区だより

令和5年7月発行

第22号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

〒347-0001

埼玉県加須市大越3756番地1

TEL 0480-53-3888 FAX 0480-53-8468

<https://hanyuryo.com>

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



手子堰（加須市下樋遣川地内）

「県営事業ストックマネジメントにより工事实施」

## 【おもな内容】

- 通常総代会開会あいさつ
- 令和4年度事業の実施状況
- 役員・総代選挙について
- 財務状況の公表
- 令和5年度収入支出予算
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- 令和5年度賦課金等について
- お願い

理事長 今井 義 郎



皆様、改めましておはようございます。

昨年末の役員改選、その後の理事会において、理事長にご推挙いただきました今井でございます。微力ではございますが、改良区のため組合員様のために働く所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、総代各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今後ご協力を賜りたくどうぞよろしくお願いいたします。

本日の総代会におきましては、ご来賓といたしまして、衆議院議員 農林水産副大臣 野中厚様、埼玉県農林部農村整備課 岩上副課長様、埼玉県加須農林振興センター 稲場所長様、独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所 羽田野所長様、皆様方には年度末のご多忙のところご臨席いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスも緩和の方向に向かっておりますので、本年度の総代会は広い会場で実施すべきと考え、今回はパストラルかぞを会場に選定させていただきました。ここ3年の間、総代会は書面議決を用いた規模を縮小したものとなっておりますので、不慣れな部分も出てくるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、今年度のかんがい用水につきまして、矢木沢ダム付近の降雪も例年を上回る中、4月下旬に消雪したわけではありますが、期間中は関係する皆様のご協力をいただき、特段通水に支障が出ることもなく無事に乗り切ることができ、かんがい期全体としましては作況も平年並みとのことでありました。

次に、中川上流地区についてですが、4年目が終わるところではございますが、この事業については国が定める排水地域により当改良区管内の排水路につきまして改修工事また排水

機場等を新設し、管内の農地の冠水を防ぐこと、また今後、稲作中心の農業から収益性の高い営農への転換等を踏まえ事業化を進めているものでございます。その事業を推進していく中で、中川上流地区国営事業等推進協議会を立ち上げ、その事務局を当改良区で行っているわけではありますが、農林水産省を含め関係する市と施設部会、営農部会、環境部会等を設置し、事業着工に向けた各種基礎調査や営農計画、排水計画、施設計画の策定などを行っております。当初は、今年度中に設計に入る目標で進めておりましたが、関係する市においても今後の施設の管理、また事業費等の関係により全体実施設計が更に延長になり、令和7年度で進めていくこととなりました。

次に、令和4年度の当改良区の事業でございますが、適正化事業により久喜市島川にあります島川揚水機場の電動機の整備補修工事、それと加須市旗井地内にあります旗井第2揚水機場にスルースゲートによる堰の設置工事を実施してございます。今年度の事業においては、大掛りな水路改良工事は実施しておりませんが、先程の中川上流地区の事業路線との兼ね合いにより実施していくところでございます。

次に、県営事業にて実施している稲荷木落地区でございますが、加須市、久喜市に跨る稲荷木落排水路を中心に三尺落排水路、沼尻落排水路の改良工事を約9,830m実施する事業でございます。現在の事業は、稲荷木落排水路を令和3年度までに約4,300m、そして今年度においては約162mの改修工事を進めているところでございます。この事業については、令和18年度完了予定の事業でございますが、予定通りに事業が進んでいくことを望むところであります。

次に、島中領地区の石綿管交換工事について



てありますが、令和4年度においては久喜市佐間・小右衛門地内において、1000mの工事を実施しております。こちらの方は、令和8年度までの事業期間となっており、事業量は10.9km、そして7.5kmの事業が完了してございます。今回の改良区の事業、また県の事業につきまして、新型コロナウイルスの影響により工事部品の調達に支障が出たと思っておりますが、いずれの事業も計画通り進んでいることに安堵しているところでもあります。

以上、事業について説明させていただきましたが、改良区を取り巻く状況にも少しずつ変化がございます。担い手不足の解消、休耕地の解消等のため、農地中間管理機構が立ち上がり数年が経過したところでございますが、これにより用水の供給形態や賦課金等の事務形態が色々と変わりつつあります。また、最近国の事業においては、稲作中心の農業から畑作へ転換を促進するため対策が講じられております。安定し

た農産物の供給、収益性の高い農業の実現に向けた国の施策の変化を感じます。いずれにせよ米価の低迷が一番の問題であると痛感しております。今後も土地改良区の事業運営につきまして努力して参りますので、総代の皆様の一層のご協力を賜り、これからも事業を進めて参りたいので、よろしくお願いいたします。

以上、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。



## 総代会提出議案

- 議案第 1 号 令和3年度事業報告書、各会計収入支出決算及び財産目録の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 令和4年度専決処分の承認について
- 議案第 3 号 諸規程の一部改正について
- 議案第 4 号 令和5年度賦課金・徴収期間・徴収方法等について
- 議案第 5 号 令和5年度陸田等用水使用料及び徴収期間について
- 議案第 6 号 令和5年度地区除外に伴う決済金について
- 議案第 7 号 令和5年度一般会計収入支出予算について
- 選挙第 2 号 役員補欠選挙について



(議案進行)



(議案採決)

## 総代選挙及び役員選挙の結果について

○総代の任期は、令和4年8月25日から令和8年8月24日までの4年間です。

○役員任期は、令和4年9月10日から令和8年9月9日までの4年間です。

選挙区	地区名	総代名	役員名
第1区	羽生・岩瀬	永橋 建・金子 孝・新井 重行 稲生 利忠・川田 和雄・小林 辰雄	理事 飯塚 精一 理事 堀口 喜司 監事 小林 茂
第2区	川俣	矢島 憲一・柿沼 繁・諏訪 一郎	理事 今井 義郎
第3区	須影	川野辺 辰美・齋藤 隆・田沼 勉 関根 家松・小磯 利幸	理事 中村 米二
第4区	手子林	島崎 孝一・岡戸 儀房・岡戸 茂行 岩田 圭司・関根 隆・山崎 忠明	理事 間篠 良行
第5区	井泉	蝶野 正・渡邊 茂・松井 広文 飯塚 準一・新井 啓市・甲山 圭一	理事 五月女 行一
第6区	三田ヶ谷	金子 薫・栗田 健一・宮澤 正 森下 正己・岡田 哲一	理事 奥澤 武
第7区	村君	新井 勇二・今成 博文・田野入 雅弘 新井 哲雄・田塾入 茂	理事 樹森 信雄
第8区	大越	野中 輝雄・野口 美三郎・篠崎 得悦 荒井 栄一・石川 哲夫	欠 員
第9区	樋遣川	矢澤 正男・秋山 毅一朗・内田 元久 高橋 末夫・網野 昇一・清水 信雄	理事 森 博司 監事 大川 宏
第10区	不動岡	藤原 俊雄・湯橋 栄一・儘田 兼一 福田 雅夫	理事 吉澤 弘視
第11区	三俣	市川 文男・福田 一夫・吉野 洋一 蛭間 泰司・橋本 憲市	理事 江森 正
第12区	豊野	青木 正人・山下 政明・（1名欠員）	理事 遠藤 雅彦
第13区	原道	小島 光雄・茂手木 秀夫・渡邊 治 植竹 辰夫・今成 茂	理事 羽鳥 隆哲
第14区	元和	並木 勝・澁澤 光一・坂田 義彦 大塚 建造・中島 利雄	理事 染谷 博
第15区	東	江森 光男・瀧岡 啓二・恩田 浩明	理事 石和田 好男
第16区	静	新井 哲夫・奈良 武一・遠藤 謙一 遠藤 静男・篠崎 忠雄	理事 橋本 武雄
第17区	栗橋・豊田・幸手	高塚 唯夫・山田 信行・飯塚 利彦 遠藤 實・平井 秀昌	理事 平井 裕治 理事 平井 悟博 監事 籠宮 博

■理事長・副理事長・総括監事及び担当委員は、それぞれ次のとおり互選、選任されました。

また、総代会議長・副議長は、令和4年8月31日開催の臨時総代会において選任されました。

理事長	今井 義郎	総務委員	◎飯塚 精一 ○堀口 喜司 中村 米二 江森 正 染谷 博 橋本 武雄 1人欠員
副理事長	染谷 博 橋本 武雄	水利委員	◎五月女 行一 ○森 博司 間篠 良行 樹森 信雄 遠藤 雅彦 羽鳥 隆哲 平井 裕治
総代会議長	坂田 義彦	会計委員	◎奥澤 武 ○石和田 好男 吉澤 弘視 平井 悟
総代会副議長	小林 辰雄	総括監事	籠宮 博

# 令和5年度一般会計収入支出予算

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算に 占める割合	科 目	予 算 額	予算に 占める割合
1. 土地改良事業収入	262,950	56.6%	1. 土地改良事業費支出	232,480	50.0%
2. 附帯事業収入	46,490	10.0%	2. 附帯事業費支出	10	0.0%
3. 基本財産運用収入	5,300	1.1%	3. 一般管理費支出	123,530	26.6%
4. 特定資産運用収入	80	0.0%	4. 土地改良事業負担金支出	22,600	4.8%
5. 補助金等収入	50	0.0%	5. 固定資産取得支出	6,030	1.3%
6. 交付金収入	6,500	1.4%	6. 基本財産積立支出	2,800	0.6%
7. 寄附金収入	10	0.0%	7. 特定資産積立支出	72,920	15.7%
8. 業務受託料収入	13,130	2.8%	8. 雑支出	3,000	0.6%
9. 雑収入	4,120	0.9%	9. 繰越金	0	0.0%
10. 基本財産取崩収入	10	0.0%	10. 予備費	1,720	0.4%
11. 特定資産取崩収入	46,420	10.0%			
12. 固定資産売却収入	30	0.0%			
13. 繰越金	80,000	17.2%			
合 計	465,090	100.0%	合 計	465,090	100.0%

## 令和5年度実施予定事業

### 1. 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
中里揚水機場	久喜市中里地内	揚水機場補修工事

### 2. 県営特定農業用管水路等特別対策事業（島中領地区）

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 内 容
高須賀揚水機場	久喜市小右衛門地内	300m	管水路更新工
佐間第2揚水機場	久喜市佐間地内	—	付帯工事

# 令和5年度 賦課金等について

## 1. 賦課金

◎令和5年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地区	地目	1㎡あたり
羽生領 第1地区	田	4.30円
	畑	2.15円
羽生領 第2地区	田	2.15円
島中領地区	田・畑	5.00円

☆徴収期間 上半期 令和5年 7月1日～令和5年 7月31日  
下半期 令和5年11月1日～令和5年11月30日

## 2. 陸田等用水使用料

◎令和5年8月1日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、使用料を徴収します。

地区	用途	1㎡あたり
羽生領地区	管理水路から直接・間接的に取水するもの	2.15円

☆徴収期間 令和6年1月1日～令和6年1月31日

**陸田等用水使用料に対する耕作状況は自己申告です**  
**耕作面積等の異動があったときは申告（陸田耕作異動申告書）をお願いします**  
(令和5年9月30日迄)

- 1.新たに陸田耕作を始めるとき
- 2.耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき

異動申告がない場合は、前年度の耕作面積の取扱いになります

## 3. 受益者負担金【島中領地区】

◎県営土地改良事業の石綿管交換工事に伴い、令和5年1月1日現在の土地所有者に発付されます。

1㎡あたり 1.18円（田・畑）

## 4. 目的外排水負担金

◎令和5年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。

工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

1㎡あたり 基準額 2.87円

**放流先・使用者等の変更があった時は手続きをお願いします**

- 1.使用者が変更になったとき（変更手続き）
- 2.公共下水道や農業集落排水に接続されたとき（取消の手続き）

## 5. 施設使用料

◎令和5年4月1日現在の施設使用承認者に対して発付されます。  
占用している面積・延長等により算出されます。

### 管理施設（水路敷等）の占用内容等に変更があった時は手続きをお願いします

1. 使用者が変更になったとき（変更手続き）
2. 撤去されたとき（取消手続き）

## 6. 地区除外決済金

農地を農地以外（宅地や雑種地等）に転用する場合は、農地転用等の通知書及び地区除外申請書により申請が必要です。

また、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられております。（市街化調整区域・市街化区域）

地区除外決済金は、組合員の皆様が納められている賦課金で用排水路の維持管理費を賄っているため、農地を転用され面積が減ると、残された農地（組合員）が負担することになりますので、残された農地に対し過重な負担にならないようにするためのものです。

◎地区除外決済金は次のとおりです。

地区	地目	1㎡あたり
羽生領 第1地区	田	236円
	畑	118円
羽生領 第2地区	田	118円
島中領地区	田・畑	111円

☆島中領地区のパイプライン区域については、地区除外決済金のほかに受益者負担金（P5.3）の精算金がかかります。

**公共事業（道路または施設等）の用地として買収されたときも  
地区除外決済金が発生します。  
事業主体（買収者）と十分な話し合いをされますようお願いいたします。**

### 農地を改良等する時は手続きをお願いします

1. 土盛りをするとき
2. 田から畑に地目を変更するとき（※1）
3. 資材置場等に一時使用するとき

（※1）田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】

## ● 境界確認申請

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。

各種申請書様式は  
ホームページよりダウンロードできます



# 令和4年度事業の実施状況

## 1. 土地改良施設維持管理適正化事業（国及び県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
島川揚水機場補修工事	久喜市島川地内	揚水機一式	3,520,000円

## 2. 県営土地改良事業（改良区がその一部を負担して行った県の事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
石綿管交換工事	久喜市佐間・小右衛門地内	1,000.0m	96,382,000円

## 3. 土地改良区単独事業（改良区単独で行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
旗井堰	加須市旗井地内	堰設置一式	10,417,000円

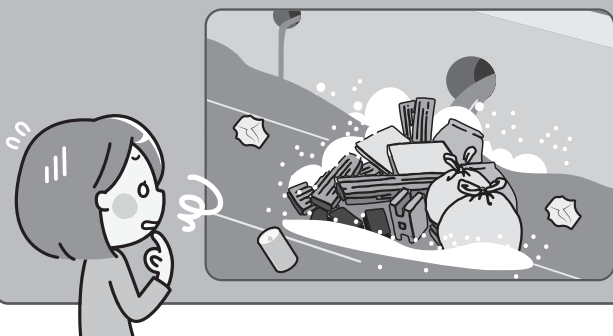
## 4. 維持管理事業

工 事 名	施 設 名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	導水渠 他	58件	12,575,500円
水路雑草藻刈工事	川俣排水路 他	132件	64,684,200円
水路修繕工事	沼尻落排水路 他	24件	17,189,150円
樋管堰枠工事	旗井堰 他	7件	14,531,000円
揚水機場等施設維持費	樋遣川揚水機場 他	27件	4,326,624円
計		248件	113,306,474円

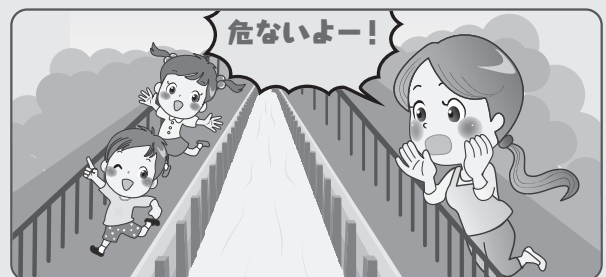
### 水路にゴミを捨てないように ご協力ください

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。

このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。



- ・大切な用水のかけ流し等をなくし有効利用しましょう
- ・水路近くで遊んでいる子供たちを見かけたら一声かけて子供たちを水難事故から守りましょう
- ・水路のフェンスなど破損を見かけたら土地改良区又は最寄りの警察署に連絡をください





## 令和4年度 事業の完成写真

### ◆土地改施設維持管理適正化事業 島川揚水機場整備補修工事（久喜市島川地内）



(工事前)



(工事後)

### ◆県営土地改良事業 石綿管交換工事（久喜市佐間地内）



(石綿管撤去)



(塩ビ管設置)

### ◆土地改良区単独事業 旗井堰設置工事（加須市旗井地内）



(設置前)



(設置後)

# 財務状況の公表

令和3年度 一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

## 【一般会計】

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	176,079,170	1. 事 務 費	74,275,913
2. 財 産 収 入	5,338,882	2. 選 挙 費	0
3. 使用料及び手数料	21,859,876	3. 事 務 所 費	1,539,773
4. 補助金及び交付金	46,062,520	4. 事 業 費	273,012,367
5. 受 託 費	12,621,400	5. 諸 費	30,288,473
6. 寄 付 金	0	6. 諸 支 出 金	22,037,958
7. 納 付 金	10,901,041	7. 繰 出 金	11,002,180
8. 雑 収 入	2,520,843	8. 諸帳簿整理費	0
9. 繰 越 金	54,304,247	9. 予 備 費	0
10. 繰 入 金	91,215,399		
11. 負 担 金	55,049,719		
収 入 合 計	475,953,097	支 出 合 計	412,156,664

収入支出差引残金 63,796,433円 翌年度へ繰越

## 【特別会計】

(単位：円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
職員退職手当	59,155,176	0	59,155,176
農地転用(羽生領地区)	2,849,964,317	65,006,474	2,784,957,843
農地転用(島中領地区)	33,420,760	10,000,000	23,420,760
維持管理積立金(島中領地区)	21,845,118	10,650,450	11,194,668

## 【財産目録】

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		未払金	
一般会計	63,796,433	賦課金等還付金	3,180
未収入金	27,261,153	引当金負債	
特定資産		職員退職手当引当金	59,155,176
職員退職手当引当金	59,155,176	農地転用決済金	2,808,378,603
農地転用決済金	2,808,378,603	維持管理積立金	11,194,668
維持管理積立金	11,194,668	基本財産	755,729,425
基本財産	755,729,425	特定施設維持管理基金	16,541,216
特定施設維持管理基金	16,541,216		
固定資産			
土地 事務所敷地 外	68,071,764		
建物 事務所 外	242,252,500		
備品 自動車 外	6,244,885		
資 産 合 計	4,058,625,823	負 債 合 計	3,651,002,268







# お願い

## 組合員の皆様へ

### こんなときは届出が必要です

※土地改良法第43条により組合員資格得喪通知の提出が義務付けされております

1. 組合員が死亡(相続)されたとき
2. 土地の所有権・耕作者の異動があったとき
3. 住所の変更が生じたとき
4. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

#### 郵送でも手続きができます

ご連絡をいただきましたら様式を送付いたします  
(ホームページからでも様式を取得できます)

### コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。

・金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアおよびスマートフォン決済アプリでは納付できません。

賦課金の納付書は、年額で10,000円以上の場合は2枚になります。(上半期と下半期)  
年額で10,000円未満の場合は1枚です。

#### ● お知らせ ●

羽生市役所内、加須市役所内の銀行派出所での納付につきましては、令和6年3月20日までの取扱いとなります。その日以降は他の納付場所にて納付をお願いいたします。

口座から振替も可能です  
申込用紙が必要な方はご連絡ください。

#### <口座振替のできる金融機関>

- |                 |      |
|-----------------|------|
| 1. 埼玉りそな銀行      | 本・支店 |
| 2. りそな銀行        | 本・支店 |
| 3. 足利銀行         | 本・支店 |
| 4. 武蔵野銀行        | 本・支店 |
| 5. 東和銀行         | 本・支店 |
| 6. 埼玉信用金庫       | 本・支店 |
| 7. 中央労働金庫       | 本・支店 |
| 8. 川口信用金庫       | 本・支店 |
| 9. ほくさい農業協同組合   | 各支店  |
| 10. 埼玉みずほ農業協同組合 | 各支店  |
| 11. ゆうちょ銀行      |      |

### 口座振替で納付される方へ

※納付者・振替口座等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座から引落しが出来ませんので、変更手続きをお願いします。

引落し先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。  
納付証明書が必要な方は、ご連絡いただきましたら発行いたします。

### 手子堰改修に伴う農用地区域からの除外について

手子堰(加須市下樋遣川地内)の老朽化が進み、県営事業で改修工事を行い事業が完了致しました。主な受益地は、加須市上三俣、多門寺、北小浜、北篠崎、下樋遣川、町屋新田、松永新田、生出、阿佐間となっております。

工事の受益地では、令和5年4月1日から8年経過するまで農地転用のための農用地区域からの除外は、事業内容によってはできない場合がありますのでご注意ください。